

「保健の育方」 45-25頁

大正十五年四月

保健衛生調査會第十回報告書

花柳病の予防(一二頁)



国立公衆衛生院附属図書館



00018284

保健衛生調査會

P-A
10
17

例言

本編ハ大正十四年四月ヨリ大正十五年三月ニ至ル本
會議事ノ概要ニツキ輯録シタルモノナリ

大正十五年四月

保健衛生調査會

国立公衆衛生院附属図書館	
受入先	松浦十四郎先生寄贈
受入日	'98. 3. 10
登録番号	69974 72659
所在	
Library, National Institute of Public Health	

保健衛生調査會第十回報告書

目次

第一章 職員	一
第二章 特別委員	四
第三章 議事	九
第一節 會議ノ回数	九
第二節 議事ノ件數	九
第三節 特別委員會議事大要	一〇
一、花柳病豫防ニ關スル特別委員會	一〇
二、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル特別委員會	一三

保健衛生調査會第十回報告書

第一章 職員

(大正十五年三月三十一日現在)

會長
幹事

委員
一 番
二 番
三 番
四 番
五 番
六 番

若	槻	禮	次	郎
湯	澤	三	千	男
小	濱	淨		鏡
富	田	愛	次	郎
磐	瀨	雄		一
永	井			潛
高	野	岩	三	郎
瀨	川	昌		世
三	宅	鏡		一
林	春			雄

七番	伯柳澤保惠
八番	俵孫一
九番	守屋榮夫
十番	富士川游
十一番	宮川米次
十二番	潮惠之輔
十三番	光田健輔
十四番	河原田稼吉
十五番	石津利作
十六番	内野仙一
十七番	岡村龍彦
十八番	北島多一
十九番	栗本庸勝
二十番	佐伯矩
二十二番	鈴木富士彌
二十四番	

二十五番	唐澤光德
二十六番	矢作榮藏
二十八番	西崎弘太郎
二十九番	三宅秀
三十番	宮入慶之助
三十一番	川崎卓吉
三十二番	山田準次郎
三十三番	横手千代之助
三十五番	北豐吉
三十七番	栗津清亮
三十八番	宮島幹之助
三十九番	龜田豐次郎
四十番	古瀬安俊

備考

委員二階堂保則大正十四年八月四日死亡

片岡直温ハ大正十四年八月二日任商工大臣、委員ヲ退ク
 湯淺倉平ハ大正十四年九月四日依願免本官、委員ヲ退ク
 俵孫一ハ大正十四年九月二十二日委員被仰付
 川崎卓吉ハ大正十四年九月二十二日委員被仰付
 委員野田忠廣ハ大正十五年三月十二日死亡

第二章 特別委員

一、東京市ニ於ケル乳兒調査ニ關スル件

特別委員長

委員

(大正十五年三月三十一日現在)

- 三宅秀
- 瀬川昌世
- 北島多三郎
- 佐伯矩
- 唐澤光徳
- 横手千代之助
- 龜田豊次郎

一、衛生思想普及ニ關スル件

特別委員長

委員

- 北 豊吉
- 三宅秀
- 馨瀬雄
- 永井潜
- 林春雄
- 北島多一
- 佐伯矩
- 唐澤光徳
- 内野仙一
- 宮川米次
- 宮島幹之助
- 横手千代之助

一、運動、武術競技等ニ關スル件

特別委員長
委員

一、都市衛生状態改善ニ關スル件

特別委員長
委員

一、農村ノ飲用水改善ニ關スル件

委員

永井 潜
瀬川 昌世
林 春雄
佐伯 矩
矢作 榮藏
北 豊吉

高野 岩三郎
北島 多一
矢作 榮藏
横手 千代之助
栗本 庸勝

宮川 米次
内野 仙一
佐伯 矩
西崎 弘太郎
横手 千代之助
古瀬 安俊

一、花柳病豫防ニ關スル件

特別委員長
委員

伯爵

柳澤 保惠
永井 潜
富士川 游
内野 仙一
岡村 龍彦
北島 多一
栗本 庸勝

一、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル件

特別委員長
委員

伯

爵

柳

澤

保

惠

矢

作

榮

八

藏

三

宅

秀

橫

手

代

之

助

磐

瀨

雄

一

高

野

岩

三

郎

瀨

川

昌

世

北

島

多

一

佐

伯

一

矩

唐

澤

光

德

三

宅

秀

潮

惠

之

輔

橫

手

千

代

之

助

龜

田

豐

次

郎

古

瀨

安

俊

第三章 議事

第一節 會議ノ回数

會別	月別	大正十五年												計		
		四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月			
特別委員會																
特別小委員會																
計																

第二節 議案ノ件數

會別	議案種別	既決			議			未決					
		議	決	議	議	議	議	議	議				
特別委員會													
特別小委員會													
計													

第三節 特別委員會議事大要

一、花柳病豫防ニ關スル特別委員會

第一回

大正十五年二月十八日午後一時四十分內務省會議室ニテ開會

出席者

委員長

伯爵 柳澤保惠

委員

富士川 游 岡村龍彦 栗本庸勝 矢作榮藏 山田準次郎

幹事

湯澤三千男

內務技師

高野六郎 氏原佐藏 樫田五郎 南崎雄七

議事ノ經過

湯澤幹事ヨリ本特別委員會ノ經過ニ關シ從來本會ニ於テ花柳病豫防ニ關スル法案ヲ作製セントシテ諸國ノ法制國內ノ事情等ニ鑑ミ種々調査ヲ進メタルモ未タ法案ニ規定スヘキ根本事項ニツキ意見ノ一致ヲ見スシテ今日ニ及ヘル旨ヲ述ヘ各委員ヨリ本病豫防ニ關シ種々意見ノ開陳アリ午後三時三十分散會

第二回

大正十五年三月十六日午後三時內務省會議室ニテ開會

出席者

委員長

伯爵 柳澤保惠

委員

富士川 游 內野仙一 岡村龍彦 北島多一 栗本庸勝

矢作榮藏 三宅 秀 山田準次郎

幹事

湯澤三千男

内務技師

高野 六郎 氏原 佐藏 榎田 五郎 南崎 雄七

議事ノ經過

委員長柳澤伯ヨリ同伯カ去ル三月十一日貴族院豫算總會ニ於テ花柳病豫防殊ニ同病豫防法ノ制定ニ關シ質問シタルニ政府委員ハ花柳病豫防ノ必要ヲ認メ保健衛生調査會ノ審議ニ俟チ何分ノ對策ヲ講スヘキ旨答辯アリタル關係モアリ本日ノ會議ニ於テ更ニ審議シタキ次第ヲ述ヘ種々意見ノ交換アリ審議ノ結果竝ニ本特別委員會ニテ作製セル左記法案中第三條ノ規定ヲ削除シ更ニ原案ヲ幹事ノ手許ニ於テ作製シ之ヲ本特別委員會ニ諮ルコトトシ午後五時散會

花柳病豫防法案

(大正十二年六月二十六日
保健衛生調査會案)

第一條 本法ニ於テ花柳病ト稱スルハ梅毒、淋毒性疾患又ハ軟性下疳ヲ謂フ

第二條 醫師花柳病患者ヲ診斷シタルトキハ患者又ハ其ノ保護者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫防方法ヲ指示スヘシ

第三條 行政官廳ハ藝妓、酌婦其ノ他客ニ接スル業務ニ從事スルモノニシテ花柳病傳播ノ虞アリト認

ムルモノニ對シ其ノ健康ヲ診斷シ若ハ指定シタル醫師ノ檢診ヲ受ケシメ花柳病ニ罹リ必要アリト認ムル時ハ病院ニ入ラシメ又ハ治療ニ至ルマテ指定シタル醫師ノ治療ヲ受ケシムルコトヲ得前項客ニ接スル業務ニ從事スル者ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ療養ノ費用ハ本人ノ負擔トス但シ本人ニ於テ費用ヲ負擔スル資力ナシト認ムル場合ニ於テハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

地方長官ニ於テ健康診斷ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
第四條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ公共團體ニ對シ花柳病ノ豫防又ハ治療ニ關スル施設ヲ命スルコトヲ得

第五條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ花柳病ノ豫防又ハ治療ニ關スル施設ヲナス公共團體ニ對シ其ノ經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルコトヲ得

二、乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル特別委員會

大正十三年十二月五日開會ノ標記特別委員會ニ於テ同會小委員ノ報告ニ係ル乳兒及幼兒ノ死亡率低減ニ關スル答申案(第九回報告書參照)ニ基キ審議ノ結果此ノ答申案ハ乳兒及幼兒ノ死亡率低減上適切ナル施設ニツキ提唱スル所アリト雖モ我國現下ノ財政情況ニ鑑ミ全遽ニ之カ實施ヲ期シ難キ處ナキニテ

ラサルヲ以テ或ル時期迄之ヲ留保シ更ニ前記小委員ヲ煩シ財政緊縮ノ今日ニ在リテモ實行シ得ヘキ現
實案ヲ樹ツルコトニ決セリ、依テ大正十四年度ニ入り内務省會議室ニ於テ小委員會ノ會議ヲ開催スル
コト前後十五回ノ多キニ及ビ其ノ間高野委員ハ大阪ニ横手委員ハ渡歐ノタメ共ニ出席ナク主トシテ瀬
川、唐澤、古瀬ノ各委員湯澤、小濱兩幹事、氏原、池田、南崎各技師會合シ左記事項ヲ主題トシテ審
議ヲ進メタリ

記

一、市區役所、町村役場ニ於テ出生届ト引換ニ交附スルヲ始メ一般國民ニ廣ク普及セシムル趣旨ヲ以
テ「乳兒ノ育て方」ニ關シ一般ニ心得フヘキ事項ニツキ通俗簡明ニ記載セル小冊子若ハ一枚刷ヲ編纂
スルコト

二、妊産婦ヲ始メ一般國民ニ頒布スル趣旨ノ下ニ妊産婦ノ心得ニ關スル通俗的小冊子若ハ一枚刷ヲ編
纂スルコト

三、地方ニ勸奨シテ自發的ニ小兒保健所ノ設置ヲ促スタメ先ツ之カ設置ノ標準タルヘキ小兒保健所ノ
指針ヲ編纂スルコト

四、保育牛乳ノ改善ニ關スルコト
右ノ中第一ノ事項ニ就テハ瀬川委員ノ執筆ニ基キ第二ノ事項ニ就テハ磐瀬委員ノ執筆ニ基キ審議ノ結

果左ノ通り成案ヲ得第三及第四ノ事項ニ就テハ引續キ審議中ナリ

乳兒の育て方

「子供は國の寶」で丈夫な子供は他日健全な國民となる。子供を丈夫に育つれば家は榮え國は盛んにな
る。

親の健康が第一

生れつき丈夫な赤兒は健康な親から生れる。よい母乳も赤兒の十分な世話も健康な母親にのみ望まれ
る。

お七夜までの赤兒

生れて七八時間後赤兒が眠りから覺めたらすぐ母乳をつける。産後三四日間は初乳といつて黄色い乳
が出るが飲ませる方がよい。マクリを用ゆる必要はない。生後お七夜までは赤兒にはいろいろのこと
が起る。

- (イ) 皮膚が黄色くなる 生れて二——三日目頃から皮膚は黄色くなり、四、五日位で消える。時には
- 二週間以上もつづくことがあるが心配するに及ばぬ。

- (ロ) 臍の緒がとれる 臍の緒はだん／＼干からびて七日目迄にとれてしまふ。其の痕は二週間位で治るものである。
- (ハ) 乳房の腫れ 時によると生後三四日目に赤兒の乳房がはれることがあるが二週間位で減くものである。
- (ニ) 皮がむける 生後三——四日頃から皮膚は糝糠又は鱗の様にむけ五、六日で止むが、そのまゝにしておいてよい。
- (ホ) 胎 糞 生後二、三日間は青黒い大便をする。乳を飲むやうになると黄色くなる。

乳と其の飲ませ方

- (イ) 良 い 乳
健康な母親の乳が何より良い。母の食物は直接母乳の基となるから母親は滋養の多い食物(魚鳥、獸肉、牛乳、脂肪のある物、新鮮な野菜、果物等)をとり、まめに立働いてよく運動し食物が充分消化されて乳の良い成分となる様に心掛けることが緊要である。
- (ロ) 飲 ま せ 方
初め一ヶ月位は二——三時間置き(一日七——八回)に飲ませる。育つにつれて度数を減じ三四ヶ月頃

からは四時間置き位とし一晝夜五六回、夜はなるべく飲ませぬ様にする、飲ませる時間は毎回十五分から二十分でよい、飲ませる前には必ず乳房をきれいに拭く。

(ハ) 乳 離 れ

七八ヶ月の頃から一日二——三回重湯、葛湯、「ソップ」、牛乳、野菜汁、果物汁などを少しづつ與へる、誕生近くには軟かい粥、麩、鶏卵(かきたま汁、玉子豆腐)豆腐、ほうれん草、じやがいも等の裏漉し又はパン、ビスケット、カルヤキ類を與へ、誕生過ぎにはお粥に魚肉、野菜、果物の裏漉し等消化し易いものをお菜として與へてよい。

(ニ) 牛乳、コンデンス煉乳、粉乳

母乳の不足のとき、病氣などで飲ませられぬ時は新鮮な良い牛乳を飲ませる。それが得られぬ時は煉乳、粉乳をのませる、その飲ませ方は赤兒の發育の工合、四季の關係などで二様に行かぬから、醫師や育兒相談所に相談するがよい、牛乳の薄め方や分量は大略次の表による。

牛乳の薄め方

生後一日	授乳の度數		一回量	一日全量	砂糖量(一回)
	牛乳と水との割合	牛乳			
〇—二	二	三	五	〇	〇

授乳の 度數	牛乳と水との割合		一回量	一日全量	砂糖量(一回)
	牛乳	水			
二日	三	五	一〇 ^{グラム}	三〇 ^{グラム}	
三日	一	二	一五	一五	ゴク少量
四日	一	二	二〇	一四〇	
五日	一	二	二〇	二二〇	
六日	一	二	四〇	二八〇	^{グラム}
七日	一	二	五〇	三五〇	二五
二週	七	一	六〇 ^{ヨリ} 八〇	四二〇 ^{ヨリ} 五六〇	三〇 ^{ヨリ} 四〇
一ヶ月	六	一	一〇〇 ^{ヨリ} 一二〇	六〇〇 ^{ヨリ} 七二〇	五〇 ^{ヨリ} 六〇
二ヶ月	六	一	一二〇 ^{ヨリ} 一五〇	七二〇 ^{ヨリ} 九〇〇	六〇 ^{ヨリ} 七五
三ヶ月	五	二	一六〇 ^{ヨリ} 一八〇	八〇〇 ^{ヨリ} 九〇〇	八〇 ^{ヨリ} 九〇
四ヶ月	五	二	一八〇 ^{ヨリ} 二〇〇	九〇〇 ^{ヨリ} 一〇〇〇	九〇 ^{ヨリ} 一〇〇
七—八ヶ月	全乳				

備考

- (一) 普通眞四角な角砂糖一個は凡そ七グラム、牛乳百八十グラムは約一合である。
- (二) 生後六、七ヶ月頃重湯、葛湯、肉汁、野菜汁、果物汁などを與ふる場合には授乳量をかげん

すること。

入浴

出来るならば毎日湯に入れる、耳に湯を入れぬ様にし頸のまはり、腋の下、股の間など殊によく洗ひ丁寧に拭き、亞鉛華澱粉などをつけて、「たぐれ」をふせぐ、咳をしたり、熱があつたら入浴は見合せ

衣服

輕き清潔なるものを選び「じゆばん」や「おしめ」は、まめにかへる、着せ過ぎぬやう、胸や腹を強くしめぬやう手足の運動の自由出来るやうにさせる。

室

子供は日の當る明るい室におくことが大切で暖い日には室を開け放ち新鮮な空氣や日光にあてるがよい、衣服や寢具を絶えず日にほすことを怠つてはならぬ。

外出

生後三四ヶ月になつたら寒くない時分には戸外に連れ出し、新鮮な外氣を吸はせ日光にあてることは體のために良いことである。春秋の穏な日、夏の朝夕などは、もつと幼い赤兒でも外へ出して差支がない。

赤兒に病氣はすぐうつる

親、兄妹、子守などに病氣があると赤兒にすぐうつる殊に流行感冒、氣管や肺の病は一番危険である咳をする人は赤兒の側に寄らぬやうにする。

赤兒の病氣はすぐ重くなるから決して油断してはならぬ、赤兒が吐いたり、下痢したり又は咳や發熱したなら醫師にすぐ相談せぬと手遅れになることが多い、殊に夏、牛乳や煉乳などで育てる乳兒は一層注意せねばならぬ。

妊産婦の心得

第一 妊婦の心得

妊娠は病氣では無いが不養生をするとお産が重くなり自分自身にも又子供にも危険なことが起るから

充分に注意せねばならぬ。

- 一、妊娠中慎しむ可きこと——(イ)運動し過ぎること、(ロ)下腹に力を入れる様な仕事をする事、(ハ)下腹、腰、脚を冷やすこと、(ニ)高い所へ手を伸すこと、
- 二、飲食物——妊娠中は兎角胃腸の故障を起し易いから、消化の悪いものや食べ慣れないもの又は茶子、山葵、酒類など刺戟の強いものは攝らぬ様にする。
- 三、衣服——着物はゆつたりと着、帯は幅の狭い軽いものを用ひ、腹や胸を締め付けてはならぬ。腹帯(いはた帯)は昔のやうに狭い布で強く締むるは悪いから、妊娠五ヶ月頃から夏は晒木綿を木綿幅の儘、冬は同じ位の幅のフランネル等で下腹を二巻か二巻半位巻き、其の端を安全針で二ヶ所程留め置けば良い。
- 四、便通——少くとも二日に一度は十分に通じがある様にすることが良い。便秘の癖があれば、毎朝一杯の冷水又は食鹽を少し水に加へたもの又は冷たい牛乳を飲み時を定めて一應便所に行く様にする。食後に果物を食べ、或は適度の運動を試みることも良い。斯くして猶便秘するならば、リスリン座薬を用ふるか又は灌腸をする、通じ薬は成る可く飲まぬがよい。
- 五、尿——顔や脚に「むくみ」が起り、又は眼がかすむときは小便を醫師に検査して貰はねばならぬ。
- 六、日常の注意——入浴は毎日でもよい、睡眠は充分にして心と身體とを休め、小説、活動、芝居や

口論など精神感動を起し易いものは害がある。乗物や履物に氣をつけてころばぬやうにするがよい。七、其の外妊娠中にお腹や腰が痛くなつたり又は張つたり或は出血したり又は水の様なものが降りたりする場合は流産の恐れがあるから必ず産婆又は醫者に診て貰はなければならぬ。

第二 産婦の心得

一、お産の仕度——お産の支度は産婆に相談して前以て整へおくがよい。お産には清潔が大切であるから、お産の時に使ふ材料(綿、「ガーゼ」等)は必ず消毒したものを使はねばならぬ。昔から「産ばろ」といつて使ひ古した布片をとつておいて、お産の時使つたが之は危険であるから絶対に使つてはならぬ。

二、お産の始まる兆——お産の始まるときは、一時間に二回又は三回と云ふ様に時を定めて下腹が張る様になり、それが濟めば腹が痛くなる。其れと同時に少し色のついた液が出る、又時によると此の方が先きに出ることがある。又時としては水の様な液が出る何れにしても斯の如きことがあればお産が初まる兆であるから、お産の用意をなし、産婆を迎へねばならぬ。

第三 産後の心得

一、就褥(床上げまで)——お産が濟んだ後は身體も心も安靜にすることが第一であるから、少くも一週間出来れば二週間は、床に就き切りにする。初めの二三日間は必ず仰向けに臥し、其の後は側臥になつても良いが必ず左右交代に側臥になる様にする。猶少くとも一週間は食事、授乳又は便通の場合でも決して床の上に起き上つてはならぬ。一週間過ぎてからは産婆又は醫師の許を得て、食事授乳又は便通の際丈け床の上にも起き上つても差支へぬ。十日から十四日目になれば醫師又は産婆の意見に従つて、床を離れて便所等に行つてもよい。然し尙一週間は床を敷いて置かねばならぬ。三週間の後には褥室を離れても良い。

入浴は三四週間経つた後に行ひ。平素慣れて居る仕事を始めるのは先づ産後六週間の後である。然かし家庭の事情もあるから、早く仕事にかゝる人は豫め醫師又は産婆と相談するが良い。

二、食事——初めの日は重湯、葛湯、薄い粥、牛乳、半熟卵等を食し、翌日からは粥、パン、魚肉、豆腐等を攝り、常に消化し易いものを選び、二三週で常食に復る様にする、乳の分泌や質を良くする爲めには味噌汁、牛乳等の飲み物や新鮮な野菜、果物などを與へるがよい。

三、授乳——母乳を飯ませることは、子供の爲めに一番良い。同時に母親の肥立ちも良くなるから、病氣で無い以上は必ず母乳を飲ませねばならぬ。

第四 初生児の育て方

三四

一、入浴——風をひかぬ様に賊風を防ぎ、湯加減に注意する。又沐浴中子供の耳の中に湯を入れぬ様にし、顔と目は必ず別の清水で洗はねばならぬ。

お湯が濟んだら、柔かい西洋手拭の様なものに包んで、良く水氣を取る。頭の毛の生際、頸のまはり腋の下、股の間を殊によく乾かし、亞華粉澱粉等の粉をつけて置く。

二、衣服——衣服は着せ過ぎてはいかぬ。下着又は着物の襟には毛織物を使はずに、柔かい木綿を用ふる。

三、襁褓——「おしめ」が濡れるか、お腹が空けば、赤子は泣くから、その都度氣を付けて「おしめ」を取換へ、股や臀部を常に乾かし置く様に心掛け、爛れぬ様亞鉛華澱粉等の粉を付け置く。

「おしめ」はなるべく柔かいものを用ゐる唇の皮のむけるやうなゴワゴワしたものは使つてはならぬ。

四、寢床——餘り温くし過ぎてはならぬ。湯タンポを入れる場合は温め過ぎぬ様注意し、且つ湯タンポの栓を堅くして湯が漏れてやけどをしない様に氣を付ける。又炬燵は悪い瓦斯の中毒を起し易いから注意せねばならぬ。

五、授乳——普通二三時間毎に一回宛規則正しく飲ませ一回の時間は十分から二十分で充分である。

大正十五年五月十一日印刷
大正十五年五月十五日發行

保健衛生調查會

印刷者 西 協 市
東京市京橋區北橫町九番地

印刷所 一 成 社
東京市京橋區北橫町九番地

電話京橋八一三番

